委員会提出議案第2号

国土強靭化対策のより一層の推進を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年12月13日 提 出

提出者 総務委員会

委員長 樽 井 豪 男

国土強靭化対策のより一層の推進を求める意見書

近年の豪雨、暴風・波浪、地震など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や激甚的な自然災害が全国各地で頻発している。本市においても、平成29年10月に来襲した台風21号で記録的な雨量となり、紀の川の水位が危険氾濫水位を超えるまで上昇したことにより、紀の川に流れこむ大谷川が合流する樋門周辺の地域で、建物等への浸水や道路等が冠水する被害を受けた。

こうした自然災害はもとより、今後発生する可能性が高い南海トラフ地震をはじめ、中央 構造線断層帯地震などから住民の生命を守るために国土強靭化及び防災・減災対策に向けた 取組みが本市にとって喫緊の課題であり、自然災害への事前の備えとして、浸水対策や土砂 災害対策など社会資本整備を早急に進めていく必要がある。

また、既存の社会資本が本来持っている機能を維持することが防災・減災対策につながることから、それらの計画的・効率的な老朽化対策の実施が必要である。しかしながら、対策を要する施設が多く、老朽化対策の着実な実施ための十分な予算が確保できないことから、将来的に老朽化対策費の増大が懸念されている。

よって、国においては、被害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、国土強靱化の推進がより一層図られるよう、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1.「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため、国や地方自治体 が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2.3か年緊急対策終了後も、引き続き国土強靱化対策を推進していけるよう、継続的に財源を確保するための措置を講ずること。
- 3. 今回の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に含まれていない社会資本の老朽化対策については、新たに対策として追加するなど、従来の予算に加え着実な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日 橋 本 市 議 会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、 国土交通大臣、国土強靭化担当大臣、内閣府特命担当大臣(防災)